

## 第2章 プランの推進

## 1 推進体制の整備

庁内の男女共同参画推進本部が中心となり、男女共同参画プランを推進するため、全庁をあげて積極的な取組を進めます。

事務局を健康交流課に置き、総合的な施策を推進します。さらに、毎年度、各事業の取組を調査、評価します。

プランの推進に向けて、住民一人ひとり、学校、企業、団体などあらゆる対象に働きかけます。

学識経験者、企業・団体の代表、公募による「東郷町男女共同参画推進協議会（仮称）」を設置し、毎年、プランの進捗状況の確認、評価を行います。

## 2 推進体制

プランの推進にあたっては、庁内の推進体制を整備強化するとともに、住民、企業、各種団体等と連携します。

